

教科書・学習書給与制度について

>>教科書・学習書給与制度とは

働きながら学ぶ生徒のために教科書・学習書を無償で給与する制度です。

教科書・学習書を購入した後、有朋高校に申請書類を提出し、認定された場合には給与対象となる教科書・学習書の購入代金が還付金として生徒（または保護者）の口座に振り込まれます。

>>要件と提出書類

次の【1】～【4】の条件を全て満たすことが必要です。

- 【1】保護者（または本人）が「高校生等奨学給付金」の受給資格がない。
- 【2】今年度、2つ以上の教科・科目を履修し、そのために教科書等を購入している。
- 【3】今年度の入学生である。または入学2年目は14単位以上、入学3年目以降は28単位以上修得済みである。
- 【4】生徒本人が、次の条件のどれかにあてはまる。

1 理由ア「定職に就いている」の場合

- (1) 定職に就いていることが確認できる書類
(例) 在職証明書、雇用契約書の写し、健康保険証の写し、雇用(事業)主の証明書など
- (2) 自営業等に従事する場合は、第三者の証明した書類(※家族・親族の証明は不可)
(例) 農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、民生委員の証明する書類など

2 理由イ「パート、アルバイトに就いている」の場合

- (1) パート、アルバイトに就いており、今年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に年間90日以上勤務する見込みであることが確認できる書類
(例) 在職証明書、雇用契約書の写し、雇用(事業)主の証明書など
- (2) 上記(1)の証明書等をやむを得ない理由により提出できない場合は前年度、パート、アルバイトで、年間90日以上勤務したことが確認できる書類に代えることができる。
(例) 在職証明書、雇用(事業)主の証明書、日数の記載のある給与明細の写し、タイムカード等の勤務日数のわかるものの写しなど

3 理由ウ「求職中である」の場合

- (1) 入学1年目…求職中であることが確認できる書類
(例) ・職業安定所（ハローワーク）の求職受付票の写しなど
・求職活動に関する申立書(別途申出必要)
- (2) 入学してから2年以上
 - ①雇用保険を受給していることが確認できる書類
(例) 雇用保険受給資格証の写し
 - ②雇用保険を受給していない場合は、前年度に、定職に就いていたこと、又はパート、アルバイトで、年間90日以上勤務したことが確認できる書類
(例) ・証明書等～在職証明書、雇用(事業)主の証明書、日数の記載のある給与明細の写し、タイムカード等の勤務日数のわかるものの写しなど
・勤務実績に関する申立書(別途申出必要)

4 理由エ「その他、職に就く意思はあるが、やむを得ない理由があり、職に就くことができない」の場合

- ①疾病等・心身障害 (例) 医師の診断書・証明書、疾病証明書、障害者手帳の写し、市町村等公的機関（教育相談員等）・施設の長の証明など
- ②り災 (例) り災証明書（市町村等公的機関の証明）
- ③家族看護等 (例) 家族に関する医師の診断書・証明書、疾病証明書、障害者手帳の写し、民生委員・町内会長の証明など
- ④やむを得ない理由があり、就職が困難な状況にあることが確認できる書類
(例) ・職業安定所（ハローワーク）の求職受付票の写しなど
・求職活動に関する申立書(別途申出必要)